

随意契約の結果

【令和6年1月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当者の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
落札者等の公示に係る官報掲載料	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 原田 信也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和6年1月22日	(株) 共栄広告社 東京都千代田区神田錦町3-8	8010001014437	1,007,392円	1,007,392円	100.0%	本業務は、政府調達制度に基づき入札の広告を遅滞なく官報公告するための業務である。 本業務の実施にあたっては、独立行政法人国立印刷局が指定する取引店を通じて申し込む必要があり、また、その掲載料は、「官報公告等掲載約款」に基づき全国一律の広告掲載料基準を使用していることから、会計規程第51条第3項第1号の規程に基づき、官報公告の取次店であり、かつ当機構の広告の経験の豊富な当該業者と随意契約を行ったものである。	-				
UR大宮営業センター建物賃貸借契約	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和6年1月12日	(株) ジェイアール東日本ビルディング 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-3-8	6010001094217	40,998,144円	40,998,144円	100.0%	当該契約は、UR賃貸住宅募集業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該事務所を「UR大宮営業センター」とすることが業務遂行に必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
UR池袋営業センター清掃業務契約	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 原田 信也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和6年1月15日	住友不動産(株) 東京都新宿区西新宿2-4-1	8011101010739	2,457,312円	2,457,312円	100.0%	本業務は、「UR池袋営業センター」事務所内の清掃業務である。 当該法人は賃貸借契約を締結しているビル所有者の指定業者であり、建物使用規則等により、当該業者が施すことが規定されている。 よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該業者と随意契約を行ったものである。	-				
法人に対する社宅向けUR賃貸住宅に係る入居促進優先団地訴求テレマーケティング業務	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 原田 信也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和6年1月18日	(株) 電通 東京都港区東新橋1-8-1	5010401143788	4,088,370円	3,757,490円	91.9%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。 当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。 本社において企画提案競技方式により業者の選定をし、総合的に最も優れた企画提案を行った会社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行った。	-				
UR多摩営業センター建物賃貸借契約	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和6年1月24日	小田急電鉄(株) 東京都渋谷区代々木二丁目2-8-2	1011001005060	27,473,208円	27,473,208円	100.0%	当該契約は、UR賃貸住宅募集業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該事務所を「UR多摩営業センター」とすることが業務遂行に必要であることから、会計規定第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
多摩：令和5年度下期キャンペーン賞品手配業務	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 原田 信也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和6年1月31日	(株) 電通 東京都港区東新橋1-8-1	5010401143788	2,196,150円	2,070,750円	94.3%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。業者の選定にあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った会社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
東京北 UR賃貸ショップ光が丘賃貸借契約	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 原田 信也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和6年1月23日	(株) 新都市ライフホールディングス 東京都新宿区西新宿6-8-1	8011101009021	3,017,148円	3,017,148円	100.0%	当該契約は、UR賃貸住宅募集業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を賃貸ショップ光が丘とすることが業務遂行に必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	4人				